

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	収入額	備 考
助 成 金	2,066,000	※支出の部の助成欄の金額と一致させること。
自 己 資 金	1,344,000	※構成員毎の内訳を記載すること(〇食品株844千円、△農園345千円)
借 入 金 等		※借入れをする構成員名、金融機関、時期を記載すること。
テスト販売収入額	0	※支出の部のテスト販売収入額欄の金額と一致させること。
合 計	3,410,000	※全体事業費の合計額と一致させること。

2 支出の部

(単位:円)

区 分	項 目	助成対象経費	説 明 (注2)
研究開発費	専門家謝金(支給金額/1.10で記載)(注3)	30,000	××大学××教授謝金(※総支給額 33,000円) ※源泉所得税込みの総支給額
	専門家旅費(支給金額/1.10で記載)(注3)	3,000	××大学××教授謝金(総支給額 3,300円)
	原材料費	737,000	◎◎品ほか(支出明細書参照)
	工具器具費	100,000	☆☆工具一式(支出明細書参照)
	機械装置費(注4)	2,000,000	◇試作機1,150千円、◆装置500千円、■測定器350千円
	委託費(注5)	50,000	△△酸味測定委託
	産業財産権等取得費(注6)	80,000	製造方法特許申請
	小 計	3,000,000	
販路開拓費 (注7)	展示会会場費・出展費(注8)	100,000	展示会出展小間料
	市場調査・技術コンサルタント料(注9)		
	広告宣伝費等(注10)		
	小 計	100,000	
合 計		3,100,000	
消費税及び地方消費税 (注11)		310,000	
全体事業費 (注12)		3,410,000	
連携体負担等		1,034,000	
テスト販売収入額(注13)		0	
助 成 金(注14)		2,066,000	

〔記載に当たっての注意事項〕

- (注1) **租税公課の欄以外は税抜価格を記載すること。**
- (注2) 積算根拠等の概要を記入すること。また、各項目毎の詳細が分かる支出明細書(参考様式)を連携体構成員別で添付すること。
- (注3) 専門家謝金・旅費とは、指導・助言を受ける学識経験者等の外部専門家に対する謝金・旅費のこと。
なお、本経費についても租税公課(消費税及び地方消費税相当額、源泉所得税等)は控除しておくこと。
- (注4) 試作開発のための購入・製造・借入費で、それらに付随する軽微な据付費を含む。
- (注5) 委託費とは、加工、デザイン、試作、実験、設計、試験検査、システム開発の外注費のことで、成果が確認できるものに限る。
- (注6) 産業財産権等取得費とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得に要する外注費のこと。
- (注7) 研究開発を伴わない販路開拓費のみの申請は認めない。
- (注8) 展示会出展費とは、試作品等出展のために要する展示会出展費(試作品の輸送費・旅費を含む)、会場借上費。
- (注9) 市場調査・技術コンサルタント費は、成果が確認できる外注費に限る。
- (注10) 広告宣伝費とは、試作品等のための広告媒体を活用した宣伝費、DVD・ホームページ作成に要する外注費のこと。
- (注11) **源泉徴収が必要な経費については必ず行うこと。(デザインなどの委託費、弁理士の報酬など)**
- (注12) 研究開発費、販路開拓費等の支出に伴う租税公課のこと。(助成対象外経費)
- (注13) 予定しているテスト販売収入額の算出根拠資料を別紙(任意様式)で添付すること。
- (注14) テスト販売実施に伴う収入が発生した場合、当該収入を助成対象経費から控除した金額の3分の2以内で千円未満を切り捨てた金額を記入すること。
- (その他)
- ①原則、見積書、納品書、請求書、領収書(金融機関振込控、通帳)、(外注委託等の場合は、委託契約書・報告書等)等で確認できるものが対象となる。(実績確認時提出要)
 - ②助成金交付決定日から1年以内に発注から納品・支払の終了を現物・書類等で確認できるものが対象となる。
 - ③助成対象経費に該当するものでも、審査等により対象外となることもある。
 - ④その他詳細は助成金の募集要項を参照のこと。